





記載された計画区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区的区域内に限る）内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の計画区域、都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。」の区域内」と、「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画（同条第一項に規定する都市再生駐車施設配置計画）をいう。以下同じ。」に記載された同条第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「計画区域の区域内」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の計画区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画に記載された都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項の地区若しくは地域内」とあり、「地区又は地域内」とあるのは「計画区域の区域内」とあるのは「計画区域の区域内」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画に記載された都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の計画区域の区域内」と、「地区又は地域内」とあり、「地区内に」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画に記載された都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の計画区域の区域内」とあるのは「前条第一項又は第二項の計画区域の区域内」と、「地区又は地域内」とあり、「地区内に」とあるのは「計画区域の区域内」とする。

第四十六条中第十九項を第二十項とし、第五項から第十八項までを一項ずつ繰り下げる。同条第十四項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14 第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三条に規定する歴史的風致

維持向上施設をいう。第六十二条の三第一項において同じ。の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第十八項後段（同条第十九項）」を「第四十六条第十九項後段（同条第二十項）」に改める。

第五十七条の二第二項中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第六十二条の二中「同条第十八項前段（同条第十九項）」を「同条第十九項前段（同条第二十項）」に改め、第五章第三節中同条の次に次の二款を加える。

#### 第六款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例

第六十二条の三 国土交通大臣は、第四十七条第一条の規定による都市再生整備計画（第四十六条第十四項に規定する事項が記載されたものに限る。）の提出（第三項において「都市再生整備計画の提出」という。）に併せて地域歴史的風致法第五条第一項による歴史的風致維持向上計画（同条第二項第三号に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項をいう。第三項において同じ。）が記載されたものに限る。）の認定の申請があつた場合においては、遅滞なく、当該歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

第八十一条第五項第二号中「昭和三十二年法律第六号」を削り、同項第三号中「駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。」を削り、同条第十六項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十五項を第十八項とし、第八項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの方域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの（以下「立地誘導促進施設」という。）の配置及び利用の状況

3 前二項の規定は、都市再生整備計画の提出に併せて地域歴史的風致法第五条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画の変更の認定

定の申請（地域歴史的風致法第五条第二項第三号口に掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事項を記載する変更に係るものに限る。）があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項の規定による認定の申請」とあるのは、「第七条第一項の規定による変更の認定の申請」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第十四項」を「第四十六条第十五項」に改め、同条第二項中「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十五項」に改め、「所有者以下」の下に「この節において」を加える。

第七十四条第一項中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改め、「所有者以下」の下に「この節において」を加える。

第七十五条第一号中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改める。

第八十条の二第一項及び第三項第一号中「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第八十一条第五項第二号中「昭和三十二年法律第六号」を削り、同項第三号中「駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。」を削り、同条第十六項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十五項を第十八項とし、第八項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

10 前項の規定により立地適正化計画に低未利用土地利用等指針による事項を記載するための低未利用土地の利用及び管理に関する指針（以下「低未利用土地利用等指針」といふ。）に関する事項を記載することができる。

9 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るために低未利用土地の利用及び管理に関する事項を記載するための低未利用土地利用等指針（以下「低未利用土地利用等指針」といふ。）に関する事項を記載することができる。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域のうち、低未利用土地が相当程度存在する区域で、当該低未利用土地利用等指針に即した住宅又は誘導施設の立地又は立地の誘導を図るために低未利用土地の利用及び管理に関する事項を記載するための低未利用土地利用等指針（以下「低未利用土地利用等指針」といふ。）に関する事項を記載することができる。

その他の状況からみて、これらの区域内の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定による）があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第一項の規定による認定の申請」とあるのは、「第七条第一項の規定による変更の認定の申請」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改める。

第八十二条中「同条第十五項（同条第十六項）」を「同条第十八項（同条第十九項）に改める。

第八十六条第二項中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。





が立地適正化計画に記載された第八十一条  
第十項に規定する低未利用土地権利設定等  
促進事業に関する事項に適合するものであ  
ること。

二 低未利用土地権利設定等促進計画におい  
て、居住誘導区域にあっては住宅又は住宅  
の立地の誘導の促進に資する施設等の、都  
市機能誘導区域にあっては誘導施設又は誘  
導施設の立地の誘導の促進に資する施設等  
の整備を図るため行う権利設定等又はこれ  
と併せて行う当該権利設定等を円滑に推進  
するために必要な権利設定等が記載されて  
いること。

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項  
第一号に規定する者並びに当該土地につい  
て所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸  
借による権利又はその他の使用及び収益を  
目的とする権利を有する者の全ての同意が  
得られていること。

四 前項第二号に規定する建物ごとに、同項  
第一号に規定する者、当該建物について所  
有権、質権、賃借権、使用貸借による権利  
又はその他の使用及び収益を目的とする権  
利を有する者並びに当該建物について先取  
特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻  
しの特約その他の権利の消滅に関する事項の  
定めの登記又は処分の制限の登記に係る権  
利を有する者の全ての同意が得られている  
こと。

第五 前項第二号に規定する土地に定着する物  
件(同号に規定する建物を除く)ごとに、  
当該物件について所有権、質権、賃借権、  
使用貸借による権利又はその他の使用及び  
収益を目的とする権利を有する者並びに当  
該物件について先取特権若しくは抵当権の  
登記、仮登記、買戻しの特約その他の権利の  
消滅に関する事項の定めの登記又は処分の  
制限の登記に係る権利を有する者の全ての  
こと。

(低未利用土地権利設定等促進計画の公告)  
第一百九条の八 市町村は、低未利用土地権利設  
定等促進計画を作成したときは、国土交通省  
令で定めるところにより、遅滞なく、その旨  
を公告しなければならない。

## (公告の効果)

第一百九条の九 前条の規定による公告があつた  
ときは、その公告があつた低未利用土地権利  
設定等促進計画の定めるところによつて地上  
上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設  
定され、若しくは移転し、又は所有権が移転  
する。

## (登記の特例)

第一百九条の十 第一百九条の八の規定による公告  
があつた低未利用土地権利設定等促進計画に  
係る権利を有する者の全ての

同意が得られていること。

六 前項第一号に規定する者が、権利設定等を受  
けられた後において、同項第二号に規定  
する土地又は建物を同項第四号又は第五号  
に規定する土地又は建物の利用目的に即し  
て適正かつ確実に利用することができるこ  
と認められること。

(低未利用土地権利設定等促進計画の作成の  
要請)  
第一百九条の七 立地適正化計画に記載された低  
未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地  
又は当該土地に存する建物について地上権、  
賃借権、使用貸借による権利又は所有権を有  
する者及び当該土地又は建物について権利設  
定等を受けようとする者は、その全員の合意  
により、前条第二項各号に掲げる事項を内容  
とする協定を締結した場合において、同条第  
三項第三号から第五号までに規定する者の全  
ての同意を得たときは、国土交通省令で定め  
るところにより、その協定の目的となつてい  
る土地又は建物につき、低未利用土地権利設  
定等促進計画を作成すべきことを市町村に対  
し要請することができる。

(低未利用土地等に関する情報の利用等)  
第一百九条の十二 市町村長は、この節の規定の  
施行に必要な限度で、その保有する低未利用  
土地及び低未利用土地に存する建物に関する  
情報を、その保有に当たつて特定された利用  
の目的以外の目的のために内部で利用するこ  
とができる。

2 市町村長は、この節の規定の施行のため必  
要があると認めるときは、関係地方公共団体  
の長に対して、低未利用土地及び低未利用土  
地に存する建物に関する情報の提供を求める  
ことができる。

第一百九条第一号ニを同号ホとし、同号ハの  
次に次のように加える。  
二 立地適正化計画に記載された居住誘導  
区域又は都市機能誘導区域における低  
未利用土地の利用又は管理に関する事業  
第一項を次のように改正する。

五百九十五条の二 都道府県又は市町村は、都市  
計画(都市施設等整備協定の締結等)  
第七十五条の二 都道府県又は市町村は、都市  
計画(都市施設、地区施設その他の国土交通  
省令で定める施設(以下この項において「都市  
施設等」という。)の整備に係るものに限る。)  
の案を作成しようとする場合において、当該  
都市計画に係る都市施設等の円滑かつ確実な  
整備を図るために特に必要があると認めるとき  
は、当該都市施設等の整備を行うと見込まれ  
る者(第七十五条の四において「施設整備予定  
者」という。)との間において、次に掲げる事

係る土地又は建物の登記については、政令  
で、不動産登記法平成十六年法律第百二十  
三号の特例を定めることができる。

## (勧告)

第一百九条の十一 市町村長は、権利設定等を受  
けた者が低未利用土地権利設定等促進計画に  
記載された土地又は建物の利用目的に従つて  
土地又は建物を利用しないないと認めるとき  
は、当該権利設定等を受けた者に対し、相当  
の期限を定めて、当該利用目的に従つて土地  
又は建物を利用すべきことを勧告することが  
できる。

(低未利用土地等に関する情報の利用等)  
第一百九条の二第一項中「次項」の下に「及び  
第七十五条の九第一項」を加える。

五百九十五条の四の見出しを「(土地所有者等の  
責務等)」に改め、同条第一項中「遊休土地転換  
利用促進地区内の」の下に「土地に係る土地所有  
者等(「有する者」の下に)をいう。以下同  
じ」を加え、「土地の」を「遊休土地転換利用促  
進地区内の土地の」に改め、同条第二項中「につ  
いて所有権又は地上権その他の使用若しくは收  
益を目的とする権利を有する者」を「に係る土地  
所有者等」に改める。

五百九十五条の二第一項中「第六章を第八章とし、  
第七章を第九章とし、第六章を第九章とし、  
第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を  
加える。

五百九十五条の二第一項中「第六章を第八章とし、  
第七章を第九章とし、第四章の次に次の二章を  
加える。

団体(第七十五条の五一第七十五条の十)  
審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議  
会等(第七十六条一第七十七条)

に、「第六章」  
に、「第六章」

を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第十二条の十一中「ほか」の下に「市街地の  
環境を確保しつゝ」を、「促進」の下に「と都市機  
能の増進と」を加え、「含み、自動車のみの交通  
の用に供するもの及び自動車の沿道への出入り  
ができる高架その他の構造のものに限る」を  
「含む」に改める。

第二十二条の二第一項中「次項」の下に「及び  
第七十五条の九第一項」を加える。

五百九十五条の四の見出しを「(土地所有者等の  
責務等)」に改め、同条第一項中「遊休土地転換  
利用促進地区内の」の下に「土地に係る土地所有  
者等(「有する者」の下に)をいう。以下同  
じ」を加え、「土地の」を「遊休土地転換利用促  
進地区内の土地の」に改め、同条第二項中「につ  
いて所有権又は地上権その他の使用若しくは收  
益を目的とする権利を有する者」を「に係る土地  
所有者等」に改める。

五百九十五条の二第一項中「第六章を第八章とし、  
第七章を第九章とし、第六章を第九章とし、  
第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を  
加える。

五百九十五条の二第一項中「第六章を第八章とし、  
第七章を第九章とし、第四章の次に次の二章を  
加える。



内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等を「第四十三条第一項第二号の道路」に改め、「当該」の下に「道路に係る」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改

正) 第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第百五条の二の規定による誘導施設整備区が事業計画において定められて  
いる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

第一条第五項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第六項中「平成十四年法律第二十二号」を削る。  
第一条第五項の表の一の項から三の項までの規定中「第三号」を「第四号」に改め、同表の四の項中「前条第四項第四号」を「前条第四項第五号」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(首都直下地震対策特別措置法の一部改正)  
4 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第十九条の十三第一項」を「第十九条の十五第一項」に、「第十九条の十五から第十九条の十八まで」を「第十九条の十七から第十九条の二十まで」に、「第十九条の十五第一項」を「第十九条の十七第一項」に、「第十九条の十五第二項第二号」に、「第十九条の十三第五項」を「第十九条の十五第五項」に、「第十九条の十六第一項」を「第十九条の十八第一項」に、「第十九条の十七第一項」を「第十九条の十九第一項」に、「第十九条の十八第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め